

児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

令和3年10月25日現在

対象者			出席停止等の取扱い	
感染者			出席停止	
濃厚接触者			児童生徒等 (本人)	出席停止 ※PCR 検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触の翌日から14日間は登校不可 (保健所の指示に従ってください)
			同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※濃厚接触者の PCR 検査結果が陰性であれば登校可
風邪症状がみられるとき (PCR 検査受検予定なし)			児童生徒等 (本人)	出席停止 ※風邪症状がなくなれば登校可
			同居家族	登校可
PCR 検査受検の予定あり	風邪症状がみられるとき		児童生徒等 (本人)	出席停止 ※PCR 検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
			同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR 検査結果が陰性であれば登校可
	症状はないが、念のために検査を受検する場合	【施設等で陽性者発生なし】 ・スクリーニング ・入院、手術 等	児童生徒等 (本人)	登校可
		【施設等で陽性者発生あり】 ・学級閉鎖 一斉 PCR 等	同居家族	登校可
			児童生徒等 (本人)	出席停止
			同居家族	登校可
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席			校長が出席しなくてもよいと認めた日	
何ら症状等がない児童生徒等が「感染が不安」との理由で欠席する場合				
児童生徒本人のワクチン接種		接種のため欠席	校長が出席しなくてもよいと認めた日	
		副反応のため欠席	出席停止	

- 出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」。
- 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。
- 上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとする。